

自主点検表（介護予防支援）

※ は令和6年度介護報酬改定において改正のあった部分

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第1節 基本方針	基本方針（<u>基準1条の2</u>） ○ 利用者が可能な限り居宅で自立した日常生活を営むことができるように配慮しているか。 ○ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮しているか。 ○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行われているか。 ○ 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の事業者等との連携に努めているか。 ○ 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、従業員に対して研修を実施する等の措置を講じているか。 ○ サービスの提供に当たっては、介護保険等関連情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
第2節	従業員の員数（<u>基準2条</u>） ○ 下記に該当する職員を1以上配置しているか。 ・保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験のある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事した社会福祉主事	はい・いいえ	
人員に関する基準	管理者（<u>基準3条</u>） ○ 常勤専従の管理者を配置しているか。 ※ 同一事業所の他の職務に従事することは可。 ※ 地域包括支援センターの職務に従事することは可。 ○ 管理者が地域包括支援センターの業務を兼務していて、その業務上の必要性から当該事業所に不在となる場合であっても、その他の従業員等を通じ利用者が適切に管理者に連絡が取れる体制となっているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
第3節 運営に関する基準	内容及び手続の説明及び同意（<u>基準4条</u>） ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ているか。 ※ 書面やメール等を利用して、同意についての記録を残しておくこと。 ※ 書面以外の方法で同意を得る場合は、利用申込者の承諾を得ること。 ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、介護予防サービス計画が基準第一条の二に規定する基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の事業者を紹介するよう求めることができること等につき説明を行い、理解を得ているか。 ○ サービス提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、担当職員の氏名及び連絡先を病院又は診療所に伝えるよう求めているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	提供拒否の禁止（<u>基準5条</u>） ○ 正当な理由なくサービスの提供を拒んでいないか。	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	サービス提供困難時の対応 （基準 6 条） ○ 通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、他の事業者の紹介その他の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	
	受給資格等の確認 （基準 7 条） ○ サービスの提供を求められた場合に、被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめているか。	はい・いいえ	
	要支援認定の申請に係る援助 （基準 8 条） ○ 要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っているか。 ○ 要支援認定の更新の申請が、遅くとも有効期間の満了日の 30 日前には行われるよう、必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	身分を証する書類の携行 （基準 9 条） ○ 担当職員に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しているか。	はい・いいえ	
	利用料等の受領 （基準 10 条） ○ サービスを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料と、介護予防サービス計画費の額との間に、不合理な差額が生じないようにしているか。	はい・いいえ	
	保険給付の請求のための証明書の交付 （基準 11 条） ○ 提供したサービスについて利用料の支払を受けた場合は、利用料の額等を記載した指定介護予防支援提供証明書を利用者に対して交付しているか。	はい・いいえ	
	指定介護予防支援の業務の委託 （基準 12 条） ○ 業務の一部を委託する場合、次に掲げる事項を遵守しているか。 ① 中立性及び公正性の確保を図るため地域包括支援センター運営協議会の議決を経ること。 ② 適切かつ効率的に業務が実施できるよう、委託する業務の範囲や業務量について配慮すること。 ③ 介護予防支援の業務に関する知識及び能力を有する介護支援専門員が従事する事業者へ委託すること。 ④ 委託する事業者に対し、介護予防支援の規定を遵守するよう措置させること。	はい・いいえ	
	法定代理受領サービスに係る報告 （基準 13 条） ○ 毎月、国民健康保険団体連合会に、介護予防サービス計画において位置付けられているサービスのうち法定代理受領サービスとして位置付けたものに関する情報を記載した文書を提出しているか。	はい・いいえ	
	利用者に対する介護予防サービス計画等の書類の交付 （基準 14 条） ○ 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合、利用者から申出があった場合は、直近の介護予防サービス計画及びその実施状況に関する書類を交付しているか。	はい・いいえ	
	利用者に関する市町村への通知 （基準 15 条） ○ 利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付して市町村に通知しているか。 ・ 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないこと等により、要	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節	支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態になったと認められるとき。 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受け、又は受けようとしたとき。		
運 営 に 関 す る 基 準	管理者の責務 （基準 16 条） ○ 管理者は、担当職員の管理、サービスの利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行っているか。 ○ 管理者は、担当職員に運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ	
	運営規程 （基準 17 条） ○ 次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めているか。 ① 事業の目的及び運営の方針 ② 職員の職種、員数及び職務内容 ③ 営業日及び営業時間 ④ 指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額 ⑤ 通常の事業の実施地域 ⑥ 虐待の防止のための措置に関する事項 ⑦ その他運営に関する重要事項	はい・いいえ	直近改正 年 月 実際の運用 との整合性 適・否
	勤務体制の確保 （基準 18 条） ○ 利用者に対し適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに従業員の勤務の体制を定めているか。 ○ 従業員の資質の向上のために、研修の機会を確保しているか。 ○ 職場において行われるセクハラやパワハラにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	業務継続計画の策定等 （基準 18 条の 2） ○ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じているか。 ○ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しているか。 ○ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行っているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	設備及び備品等 （基準 19 条） ○ 事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、サービスの提供に必要な設備及び備品等を備えているか。	はい・いいえ	
	従業員の健康管理 （基準 20 条） ○ 従業員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行っているか。	はい・いいえ	
	感染症の予防及びまん延の防止のための措置 （基準 20 条の 2） ○ 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じているか。 ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね六月に一回以上開催し、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。 ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。	はい・いいえ	マニュアル 有・無

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節	③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。		
運 営 に 関 す る 基 準	揭示（基準21条） ○ 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しているか。 ※ 事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧できる形式も可能。 ○ 重要事項をウェブサイトに掲載しているか。 ※ ただし、自ら管理するホームページ等を有さず、ウェブサイトへの掲載が過重な負担となる場合には、これを行わないことができる。 ※ 令和7年3月31日までの間は経過措置	はい・いいえ はい・いいえ	掲載予定 年 月
	秘密保持（基準22条） ○ 担当職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしていないか。 ○ 担当職員であった者が、正当な理由なく業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じているか。 ○ サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は家族の同意を、あらかじめ文書により得ているか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	従業者 人中 誓約書 人分有 利用者 人中 同意書 人分有
	広告（基準23条） ○ 広告はその内容が虚偽又は誇大なものとなっていないか。	はい・いいえ	パンフレット等 適・否
	介護予防サービス事業者等からの利益収受の禁止等（基準24条） ○ 管理者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、担当職員に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを位置付けるべき旨の指示等を行っていないか。 ○ 担当職員は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用すべき旨の指示等を行っていないか。 ○ 事業者及び従業者は、介護予防サービス計画の作成又は変更に関し、利用者に対して特定の介護予防サービス事業者等によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を収受していないか。	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	
	苦情処理（基準25条） ○ 事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、相談窓口の連絡先、苦情処理の体制及び手順等を利用申込者にサービスの内容を説明する文書に記載するとともに、事業所に掲示し、かつウェブサイトに掲載しているか。（ウェブサイトへの掲載に関する取扱いは基準21条に準ずる。） ○ 提供したサービスや介護予防サービス計画に位置付けた介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応しているか。 ○ 苦情を受け付けた場合は、苦情の内容等を記録しているか。 ○ 提供したサービスに関して、市町村が文書等の提出や照会を求めた場合に応じているか。 ○ 利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力し、市町村から指導や助言を受けた場合には、必要な改善を行っているか。また、求めに応じて改善の内容	はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 3 節 運 営 に 関 す る 基 準	を市町村に報告しているか。		
	○ サービスに対する苦情の国民健康保険団体連合会への申立てがあった場合は、利用者に対し必要な援助を行っているか。	はい・いいえ	
	○ 利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、自ら提供したサービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を行っているか。また、求めに応じて改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告しているか。	はい・いいえ	
	事故発生時の対応 （基準 26 条）		
	○ サービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じているか。	はい・いいえ	事故報告 有・無
	○ 事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しているか。	はい・いいえ	※有の場合 _____件
	○ サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行っているか。	はい・いいえ	
	虐待の防止 （基準26条の2）		
	○ 虐待の発生又はその再発を防止するため、下記に掲げる措置を講じているか。	はい・いいえ	開催日 年 月
	① 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。		マニュアル 有・無
	② 虐待の防止のための指針を整備すること。		
	③ 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。		
	④ 措置を適切に実施するための担当者を置くこと。		
	会計の区分 （基準27条）		
	○ 事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防支援の事業の会計とその他の事業の会計とを区分しているか。	はい・いいえ	
	記録の整備 （基準28条）		
	○ 従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しているか。	はい・いいえ	
	○ サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、完結の日から5年間保存しているか。	はい・いいえ	
	・ 他事業者等との連絡調整に関する記録		
	・ 介護予防サービス計画		
	・ アセスメントの結果の記録		
	・ サービス担当者会議等の記録		
	・ モニタリングの結果の記録		
	・ 身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為の様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録		
第 四 節 介 護 予 防 の た め の	・ 利用者の不正利用等に係る市町村への通知に係る記録		
	・ 苦情の内容等の記録		
	・ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録		
	指定介護予防支援の基本取扱方針 （基準29条）		
	○ 利用者の介護予防に資するよう行われるとともに、医療サービスとの連携に十分配慮して行われているか。	はい・いいえ	
	○ 介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択できるよう、目標志向型の介護予防サービス計画を策定しているか。	はい・いいえ	
	○ 提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っているか。	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 四 節 介 護 予 防 の た め の 効 果 的 な 支 援 の 方 法 に 関 す る 基 準	指定介護予防支援の具体的取扱方針 （基準30条） ○ 具体的取扱方針は、基本方針及び基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとなっているか。 ① 担当職員に介護予防サービス計画の作成に関する業務を担当させること。 ② サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又は家族に対し、理解しやすいように説明を行うこと。 ③ サービスの提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。 ④ 上記身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録すること。 ⑤ 利用者の自立した日常生活の支援を効果的に行うため、利用者の心身又は家族の状況等に応じ、介護予防サービス計画の作成を行うこと。 ⑥ 介護給付等対象サービス以外も含めて介護予防サービス計画の作成を行うこと。 ⑦ 利用者によるサービス選択ができるよう、サービスの内容、利用料等の情報を適正に提供すること。 ⑧ 利用者の有している生活機能や健康状態、環境等を把握したうえで、次に掲げる領域ごとに利用者が抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むために解決すべき課題を把握すること。 イ 運動及び移動 ロ 家庭生活を含む日常生活 ハ 社会参加並びに対人関係及びコミュニケーション ニ 健康管理 ⑨ アセスメントに当たっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接して行うこと。この場合において、担当職員は面接の趣旨を利用者及び家族に対して十分に説明し、理解を得なければならない。 ⑩ 利用者の希望やアセスメントの結果に基づき、利用者の目標を達成するための支援の留意点や支援内容、期間等を記載した介護予防サービス計画の原案を作成すること。 ⑪ サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、専門的な見地からの意見を求めること。 ⑫ 介護予防サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得ること。 ⑬ 介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を利用者及び担当者に交付すること。 ⑭ 介護予防サービス計画に位置付けた指定介護予防サービス事業者等に対して、介護予防訪問看護計画書等の提出を求めること。 ⑮ 介護予防サービス計画に基づき、介護予防訪問看護計画書等の作成を指導するとともに、サービスの提供状況や利用者の状態に関する報告を少なくとも1月に1回聴取すること ⑯ 介護予防サービス計画の作成後、実施状況の把握を行い必要に応じて計画の変更、事業者等との連絡調整等を行うこと。 ⑯ -2 事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときは、必要に応じて主	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 四 節 介 護 予 防 の た め の 効 果 的 な 支 援 の 方 法 に 関 す る 基 準	⑭ 治医や歯科医師、薬剤師に提供すること。 ⑮ 介護予防サービス計画の期間が終了するときは、目標の達成状況について評価すること。 ⑯ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、事業者との連絡を継続的に行き、次に定めるところにより行うこと。 イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月に1回、利用者に面接すること。 ロ 上記規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。 ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下、単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。 (1) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。 (2) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。 (i) 利用者の心身の状況が安定していること。 (ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。 (iii) 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。 ハ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。 ニ 利用者の居宅を訪問しない月（ロの規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。）においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。 ホ 少なくとも1月に1回、モニタリングの結果を記録すること。 ⑰ 利用者が要介護更新認定や区分変更の認定を受けた場合は、サービス担当者会議の開催により、計画変更の必要性について、専門的な見地からの意見を求めること。 適切なサービス提供がされていても、利用者が自宅で日常生活を営むことが困難となったり、施設への入所を希望したりする場合には、利用者の要介護認定について必要な支援を行い、施設への紹介など便宜の提供を行うこと。 ⑱ 施設等から退所しようとする要支援者から依頼があった場合には、居宅での生活へ円滑に移行できるよう、あらかじめ援助を行うこと。 ⑲ 利用者が介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て、主治医に介護予防サービス計画を交付の上、意見を求めること。 ⑳ 介護予防サービス計画に介護予防訪問看護、介護予防通所リハビリテーション等の医療サービスを位置付ける場合は、主治医の指示がある場合に限り行うこと。また、医療サービス以外のサービスを位置付ける場合でも、主治医師か		

	点 検 内 容	自主点検	備 考
第 四 節 介 護 予 防 の た め の 効 果 的 な 支 援 の 方 法 に 関 す る 基 準	ら医学的観点からの留意事項が示されているときは、当該留意点を尊重して行うこと。 ㊸ 介護予防サービス計画に介護予防短期入所生活介護又は介護予防短期入所療養介護を位置付ける場合は、利用者の自立した日常生活の維持に十分に留意し、利用する日数が要支援認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにすること。 ㊹ 介護予防サービス計画に介護予防福祉用具貸与を位置付ける場合は、計画に介護予防福祉用具貸与が必要な理由を記載するとともに、必要に応じて随時サービス担当者会議を開催すること。 ㊺ 介護予防サービス計画に特定介護予防福祉用具販売を位置付ける場合は、計画に特定介護予防福祉用具販売が必要な理由を記載すること。 ※歩行器等の対象福祉用具を介護予防サービス計画に位置づける場合には、福祉用具の適時適切な利用及び利用者の安全を確保する観点から、基準第30条第5号の規定に基づき、介護予防福祉用具貸与又は介護予防特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることや、それぞれのメリット及びデメリット等、利用者の選択に資するよう、必要な情報を提供しなければならない。 ㊻ 利用者が提示する被保険者証に、認定審査会意見又は介護予防サービス若しくは地域密着型介護予防サービスの種類についての記載がある場合は、利用者に趣旨を説明し、理解を得た上で、その内容に沿って介護予防サービス計画を作成すること。 ㊼ 要支援認定を受けている利用者が要介護認定を受けた場合は、指定居宅介護支援事業者と必要な情報を提供する等の連携を図ること。 ㊽ 地域ケア会議に必要な資料や情報の提供等の求めがあった場合には、これに協力するよう努めること。 介護予防支援の提供に当たっての留意点（基準31条） ○ 実施に当たって、介護予防の効果を最大限に発揮できるよう次に掲げる事項に留意しているか。 ① 単に運動機能や栄養状態、口腔機能といった特定の機能の改善だけを目指すものではなく、これらの機能の改善や環境の調整などを通じて、利用者の日常生活の自立のための取組を総合的に支援することによって生活の質の向上を目指すこと。 ② 利用者による主体的な取組を支援し、常に利用者の生活機能の向上に対する意欲を高めるよう支援すること。 ③ 具体的な日常生活における行為について、利用者の状態の特性を踏まえた目標を、期間を定めて設定し、利用者、サービス提供者等とともに目標を共有すること。 ④ 利用者の自立を最大限に引き出す支援を行うことを基本とし、利用者のできる行為は可能な限り本人が行うよう配慮すること。 ⑤ サービス担当者会議等を通じて、多くの種類の専門職の連携により、地域における様々な予防給付の対象となるサービス以外のサービス等の利用も含めて、介護予防に資する取組を積極的に活用すること。 ⑥ 地域支援事業及び介護給付と連続性及び一貫性を持った支援を行うよう配慮すること。	はい・いいえ	

	点 検 内 容	自主点検	備 考
	⑦ 介護予防サービス計画の策定に当たっては、利用者の個別性を重視した効果的なものとする事。 ⑧ 機能の改善の後についてもその状態の維持への支援に努めること。		
第 六 節 雑 則	電磁的記録等 （ <u>基準33条</u> ） ※ この基準で作成、保存その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、電磁的記録により行うことが可能。 ※ この基準で交付、説明、同意、承認その他これらに類するもののうち、書面で行うことが規定又は想定されるものについては、電磁的記録により行うことが可能。		

※「基準」とは、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援に関する基準」（平成18年厚生労働省省令第37号）を指します。